

# フランスにおける信託の動向

——信託法制定を中心として——

角 紀代恵

## 目 次

1. はじめに
2. 信託法制定について
  - (1) 信託法制定の動機
  - (2) 法案の検討
    - (i) 法案の構成
    - (ii) 信託契約
    - (iii) 受託者の権利・義務
    - (iv) 信託の核心
  - (3) 信託の用途
    - (i) 信託の利用の制限
    - (ii) 信託の用途
  - (4) 信託法制定の今後
3. FCP（投資共同基金）について
  - (1) はじめに
  - (2) FCP の特徴
4. FCC（債権共同基金）について

## 1. はじめに

フランスにおいては、現在、信託に結び付けることのできるいかなる制度も存在してはいないが、1992年2月に、国民議会（Assemblée Nationale）<sup>(1)</sup>に対し、信託法案（Projet）が提出された。「フランスにおける信託の動向——信託法制定を中心として——」と題した本報告においては、フランスにおける信託法制定の動向を中心として、あわせて、わが国におけるいわゆる契約型投資信

託が、いかなる法的手法によって行われているかについて紹介したい。

- (1) Journal Officiel, Assemblée Nationale, n. 2538, Projet de Loi, 1991/1992. (以下, J.O. と呼ぶ。) なお, フランス信託法案の紹介としては, 山田誠一「海外金融法の動向・フランス」金融法研究 8号106頁がある。

## 2. 信託法制定について

### (1) 信託法制定の動機

信託法制定の動機は, 一口に言って, 1984年10月20日, ハーグ国際私法会議15会期において採択された「信託の準拠法および承認に関する条約」(以下, 「ハーグ信託条約」という)<sup>(2)</sup>にある。このハーグ信託条約は, 信託の準拠法を定め, その承認について規律することを目的とするものである。ここで, 「承認」とは, 信託は, たとえば, 売買, 婚姻, 離婚, 養子のように国際的に認められている法制度ではないために, 準拠法上有効に成立した信託が他国で承認されると言っても, 信託の法律効果の中にどれだけの範囲の事項が含まれるかということ自体は自明ではないことから規定されたものである。<sup>(3)</sup>すなわち, ハーグ信託条約11条は, 準拠法にしたがって設定された信託は, 以下のような法的効果を有するものとして承認されると規定している。まず, 信託の必須の効果として, 「信託財産が独立の基金を構成すること」および「受託者が受託者の資格で訴訟当事者になれること, 及び受託者が受託者の資格で公証人又は公的資格において行為するいかなる者の前にも出頭することができること」を規定している(同条2項)。さらに, 信託の準拠法が, その旨規定していることを条件として, 以下の4つの事項——「受託者個人の債権者は, 信託財産を強制執行の対象とすることができないこと」「信託財産は, 受託者の支払不能又は破産の際に, 受託者の財産の一部を構成するものではないこと」「信託財産は受託者及びその配偶者の夫婦財産の一部を構成するものではなく, また, 受託者の死亡の際, 受託者の相続財産の一部を構成するものでもないこと」「受託者が信託に違反して信託財産を自己の固有財産と分別管理せず又は信託財産を譲渡した場合に

## フランスにおける信託の動向

は、信託財産の復旧を請求することができること」——を、承認されるべき信託の効果として規定している（同条3項）。

さて、現在、フランスにおいては、民法第543条が制限的に列挙する物権とは異なる新しい種類の物権を当事者の意思のみで設定することはできないという理由から、信託または信託に結び付けることができるいかなる制度も存在していない<sup>(4)</sup>。そのために、フランスの裁判所は、外国で設定された信託の効力について判断を下すに際しては非常な困難を感じていた。しかし、前述したところから明らかなように、フランスにおいて、ハーグ信託条約が適用される状況になれば、裁判所は、もはや、この問題に頭を悩ます必要はなくなる。すなわち、同条約によれば、海外において設定された信託の効力が締約国の国内で争われた場合には、同信託は国内においても、その効力が認められることになるからである。そこで、たとえば、海外在留フランス人は、在留地において設定された信託の恩恵を、フランスにおいても享受することができる。しかし、逆に、フランスには信託の制度が存在しないために、フランスにおいては信託を設定することはできない。

さて、フランスは、ハーグ信託条約を批准する予定ではあるが、同条約が定める「信託」という制度を有していない現在の状況で批准を行うと、経済活動に対して悪影響を及ぼす恐れがある。というのは、現在、信託がもっとも利用されているのは、かつてのように相続に関してではなく、ビジネスに関してである。そして、経済のボーダーレス化が加速される今日にあっては、フランスで経済活動を行う者に対して、他国にあるライバルが利用できる法的手段——信託——を与えないと競争に負ける恐れがあり、さらに、フランスから経済活動が逃げて行く危険もあるからである<sup>(5)</sup>。したがって、フランスが同条約を批准するのは、信託法制定後ということになる。

なお、1992年2月段階において、ハーグ信託条約を批准しているのは、連合王国、イタリア、オーストラリアの3か国である<sup>(6)</sup>。そして、同条約は、批准書、承諾書又は承認書の三番目の寄託の後効力を生ずる（第30条）ことから、1992年1月1日に効力を生じた。

(2) 法案の検討

(i) 法案の構成

法案は、第一章総則 第二章計算 第三章税金 第四章雑則の四章から成っている。このうち、第一章総則は、信託法が制定された際には、「信託(fiducie)」と題して、フランス民法典第三編「所有権を取得する様々な方法」の第16の2章として、第2062条以下に挿入されることになる。本報告の主な対象は、この第一章である。なお、第三章は、信託が脱税の手段として用いられるのを防止るべく、経済財務省 (Ministère de l'économie et des finances) により起草された部分であり、法案のうち、もっとも大きな部分を占めている。また、第四章は、他の法典との調整規定である。

(ii) 信託契約

(a) 英米法における信託とは異なって、法案は、信託を、「契約」と定義している。すなわち、信託法が制定された際には、民法第2062条となる条文によれば、「信託とは、それによって、委託者が自己の財産及び権利の全部又は一部を受託者に移転し、受託者は、財産及び権利を自分個人の資産 (patrimoine) から分離して、契約の定めにしたがって、一定の目的の範囲内において、一人又は複数の受益者のために行為する契約である」と定義されている。

ここで、法案が信託を「契約」として定義した背景としては、以下の二点を挙げることができる。すなわち、第一には、ハーグ信託条約が、信託を英米法型のそれに限らなかったことである。同条約は、「信託」を定義するに際して、第2条において、「この条約の適用上、「信託」とは、ある者、すなわち、委託者が、生存中の行為により又は死亡を原因として設定する法律関係であって、財産が受益者のため又は特定の目的のため受託者の管理の下に置かれるものをいう。」と規定するだけであり、その法的性質については何ら言及していない。したがって、ハーグ信託条約の適用される「信託」であるためには、何も、英米法型の信託である必要はない。そして、第二には、立法技術上の要請である。すなわち、信託を契約として定義すれば、承諾 (acceptation) や発効日の問題

## フランスにおける信託の動向

を回避することができ、また、契約に関する総則的規定を、そのまま適用することができるので、それだけ、立法作業が容易になるからである。

なお、信託においては、委託者・受託者・受益者の三者関係が構成されるが、法案においては、信託は契約として定義されていることから、信託の設定に際しては、以下のような制約が存在する。すなわち、まず、契約の当事者は、委託者と受託者であることから、委託者と受託者を同一人とする信託を設定することはできない。換言すれば、英米法にあるような信託宣言 (declaration of trust) は認められない。しかし、委託者と受益者、また、場合によっては、受託者と受益者は同一人であってもよい。次に、遺言は単独行為であることから、「遺言による信託」も認められていない。

ところで、フランス民法典においては、贈与と遺贈の中間形態である死因贈与は認められておらず (893条)、また、将来の相続について約定を行うことも禁止されている (1130条)。さらに、世襲財産創出に利用されることから、信託行為的補充指定 (substitution fidéicommissaire) については、フランス革命により非難の対象とされて以来、民法典においても極端に制限されている (896条)。しかし、これらの規定にもかかわらず、法案は、受益者への財産移転の効果を委託者の死亡に係らしめる信託を認めている (2070—6条)。そこで、信託法が制定された場合には、従来のように、遺言によらなくても、信託という手法によっても、贈与者 (委託者) の死亡時に、財産を無償で受贈者 (受益者) に移転することが可能となる<sup>(7)</sup>。

(b) 受益者は、(a)で見たように、契約当事者ではないが、信託は受益者のために権利を生じさせるものである。ただし、第三者のためにする契約とは異なって、受益者の受益の意思表示がなくても、受託者・委託者間で契約が締結された時から受益者の権利は発生する。すなわち、信託契約は、第三者のためにする契約 (1121条) とは異なり、受益者による受益の意思表示がなくても、撤回不可能である。ただし、前述した受益者への財産移転の効果が委託者の死亡に係らしめられている信託は、遺言が撤回可能である以上、撤回可能である。

(iii) 受託者の権利・義務

法案においては、日本の信託法に比べて、受託者の権利・義務に関する規定が、かなり少ない。たとえば、受託者の義務については、自己執行義務（2067条）と分別管理義務（2069条1項）が規定されているだけであり、日本信託法第22条にあるような自己取引の禁止に関する規定は存在しない。また、権利についても、たとえば、費用償還請求権（日本信託法36条）に関する規定は存在しない。これは、法案が信託を契約として構成していることから、信託関係を構築する当事者に対しては最低限の義務だけを課し、あとは、契約自由の原則にまかせるという発想の表れであり、このような発想は、フランスにおける信託の位置付けに由来するものである。すなわち、前述したように、フランスにおいては、信託は、ビジネス手段の一つとして位置付けられており、そのため、信託の用途は非常に多様性に富むことが予想されている。そこで、受託者の義務等を法定すると信託の用途の可能性を縛ってしまうおそれがあることから、起草者は、受託者の権利・義務等については、契約の自由に委ね、あとは、裁判所によって、チェックして行こうという方針を採っている。

なお、この裁判所によるチェックに関連して一言すると、法案においては、英米信託法における受託者の信認義務（fiduciary duty）を想起させる条文がある。すなわち、「受託者は、委託者の信頼を尊重して、自己の任務を遂行しなければならない。」と定める2070—1条1項がそれである。この条文は、司法的解決が入るべき一般的枠組として規定されていると説明される<sup>(8)</sup>ので、たとえば、自己取引の禁止は、この条文で処理されることも推測される。ただ、いずれにしろ、自己取引の禁止をはじめとして、日本信託法に比べると、法案は、強行法規的な色彩が薄いので、もし、このままの形で立法されたとしたら、特に、投資の手段として信託を利用する場合には、非常に柔軟な制度設計が可能となるろう。

さらに、信託は、契約として構成されていることから、法案に定められた原則だけではなく、債務法の一般原則も適用される。そこで、たとえば、民法第1137条の定める「良家父の注意(soins d'un bon père de famille)」は受託者に

も適用され、受託者は信託事務の処理に際しては善管注意義務を負うと考えられる。<sup>(9)</sup>

(iv) 信託の核心

(a) 信託契約によって受託者に移転された財産は、単純に、受託者の資産 (patrimoine) に組み入れられることはなく、受託者の資産 (patrimoine) において財産の独立した集団を構成する。すなわち、従来、フランス法においては、各人は、必ず、一つの、そして、一つだけの資産 (patrimoine) を有するとされていたのに対して、信託によれば、このように一つであった受託者の資産 (patrimoine) の中に独立した財産の集団を構成することが可能となる。この点は、法案が、英米法における信託から啓示を受けたところであり、<sup>(10)</sup> この点にこそ、フランスにおける信託の核心が存在する。すなわち、法案においては、信託は、受託者の資産 (patrimoine) 中に、特別財産、換言すれば、特別の法の適用を受ける独立した財産の集団を創設する制度としてとらえられている。<sup>(11)</sup>

(b) さて、独立した財産の集団の意味するところは、受託者個人の債権者は、信託財産を差し押さえることができないこと、および、受託者死亡の場合には、信託財産は受託者の相続財産の一部を構成するものではないことに端的に示されている。<sup>(12)</sup> なお、信託財産は、このように、受託者の財産中で独立した集団を構成してはいるが、信託財産の所有者は、あくまでも、受託者であり、信託財産が独立の法主体として認められるということはない。

なお、法案 (2068条) によれば、善意の第三者との関係においては、受託者は、信託財産に関して完全な権限を有するものとみなされている。したがって、信託目的に違反する処分がなされた場合であっても、善意の第三者に対しては、その処分は完全に有効ということになる。これに対して、悪意の第三者との関係においては、受託者が、信託財産に関して完全な権限を有するとはみなされないことは明らかであるが、それが具体的に意味するところは不明と言わざるをえない。ただ、法案においては、受益者の権利は、受託者に対する人的権利として把握されているので、受益者には、日本信託法第31条にあるような取消権<sup>(13)</sup>が与えられることはないようである。

(c) ところで、前述したように、信託財産の所有権は、委託者から受託者に移転するので、委託者は、信託財産に対しては何らの権利をも有しない。したがって、委託者の債権者も、また、信託財産をその債権の引当とすることはできない。しかし、委託者の債権者は、その要件を満たすときは、信託の設定に対して詐害行為取消権(1167条)を行使して、信託財産を委託者の資産に回復させることができる。また、その担保権の追及効は、担保権の目的となっている財産が信託財産となったからといって妨げられることはない。

(3) 信託の用途<sup>(14)</sup>

(i) 信託の利用の制限

法案は、信託の大原則を定めるのみであって、その利用をある分野に制限しようという意図は全くない。しかし、フランス法における公序に関する強行規定は、信託に優先する(2062条)ので、法案にも、その点に関する規定が散見される。

まず、第一に、信託は資産の無償移転(恵与・libéralité)のための手段として用いることができることから、法案は、信託の設定によって相続人の相続遺留分を侵害してはならない旨定める(2070—3条以下)。そして、信託においては、贈与のように、受贈者(受益者)への財産の移転が直ちには生じないことから、従来 of 民法典にある遺留分に関する規定との調整規定をおいている。ところで、家族法の分野においては、遺留分をはじめとして、多くの強行規定が存在する。そのため、資産の無償移転をはじめとして、この分野における信託の機能はあまり大きくないのではないかと<sup>(15)</sup>の指摘がなされている。

第二に、株式が公開されている会社の株式については、その大量保有の状況に関する開示が要求されている(商事会社に関する1966年7月24日法律第66—537号第356—1—3条第2項)。そこで、信託を隠れ蓑にして、この開示を逃れることがないように、法案は、信託の受託者と受益者の間に共同行動が推定されるという規定をおいている(法案60条)。

## フランスにおける信託の動向

### (ii) 信託の用途

(a) 典型的な信託の用途としては、恵与 (libéralité)、管理、担保が考えられる。このうち、恵与については、前述したように、民法典上かなりの強行規定が存在するので、信託は、管理、担保の分野において多く用いられることが予想される。

(b) 管理のための信託としては、まず、投資信託に代表されるように、大衆から金銭等を募って投資を行うための制度に信託を利用することが考えられる。なお、フランスにおいては、共有形態に基づいた投資共同基金 (FCP) (後述 3. 参照) が、契約型投資信託類似の機能を営んでいる。この投資共同基金については、現在のところ、順調に機能しているので、信託法が制定されても、それ自体が、信託形態に移行することは差し当たりはないであろうとの指摘がある。

しかし、信託という制度が存在しないと、大衆から金銭等を募って投資を行うための制度を設計するに際しては、代替手段を利用せざるをえず<sup>(16)</sup>、それら代替手段は、投資共同基金 (FCP) にみられるように、個別の立法により、はじめて、その組成が可能となることが多い。そこで、信託法が制定された場合には、大衆投資のための制度の設計が容易になることは事実である。

(c) ところで、現在、金融界において、最も、期待されている信託の用途は、日本における譲渡担保に相当する「担保のための信託 (fiducie sûreté)<sup>(17)</sup>」のようである。「担保のための信託」とは、受託者に対して、財産を、委託者又は第三者の債務の担保として、委託者及び受託者の債権者から守られた形で移転するものである。「担保のための信託」によれば、日本における譲渡担保と同様に、あらゆる財産権を担保の客体とすることが可能となるが、以下の理由から、特に、不動産について、その利用が期待されている。すなわち、フランスにおいては、1985年に制定された倒産法(企業の裁判上の更生および清算に関する1985年1月25日法律第98号)によって、担保権者に優先する賃金先取特権が広範に認められ、かつ、企業の更生のために、担保物件の換価が止まるために、<sup>(18)</sup> 抵当権をはじめとする担保物権の価値が著しく低下したと言われる。そこで、他の債権者と競合しない担保として所有権に期待が寄せられることになった。すなわち、

担保として所有権を取得した以上、担保目的物は賃金先取特権の負担を受けることはなく、また、担保権者は、更生手続に邪魔されることなく、担保目的物を取り戻すことができるからである。なお、日本においては、譲渡担保の目的物は、債務者の会社更生手続にあっては債権者の取戻権には服さず、あくまでも、更生担保権として処遇されている<sup>(19)</sup>。換言すれば、日本においては、譲渡担保は、所有権を債権者に移転するという法形式をとってはいるが、あくまでも、担保という実質に沿った処遇がなされている。これに対して、フランスにおいては、担保としてであれ所有権を取得した以上、あくまでも、所有権として処遇すべきであるという発想があり、所有権の担保と担保物権の間には隔絶した溝があるように思われる<sup>(20)</sup>。

しかし、「担保のための信託」の利用動機は、前述したところに尽きるものではない。他にも、動産については、日本におけると同様に、動産抵当制度の不備を挙げることができる。すなわち、フランスにおいても、特別法(たとえば、工場の原料及び設備については1951年1月18日法、自動車については1953年9月30日デクレ)によるものは別として、動産抵当は、原則として、認められていない。そこで、「担保のための信託」が認められれば、占有を担保権者に移すことなく担保権を設定することが可能となる。さらに、民法第2078条は、質権者が、債務者の不履行に際して、質物を任意に処分して弁済に充てることを禁じている。これに対して、「担保のための信託」においては、担保目的物の私的実行が可能となるので、特に、換価が容易な物——たとえば有価証券——を担保目的物とする場合には、「担保のための信託」は、非常に有用性を発揮することが期待される。

法案においても、「担保のための信託」を前提にしたと思われる規定が存在しており、これらは、銀行業界の要望によって法案に入れられたものである。すなわち、一つは、受託者は、受益者の地位を兼ねることができるという規定(第2062条)である。これは、「担保のための信託」においては、担保目的物の所有権は、債務者が履行すれば、委託者に戻るが、もし、不履行があれば、債権者たる受託者に確定的に帰属することになることから設けられた規定である。

もう一つは、私的実行の場合の担保目的物の評価に関する第2065条である。

(4) 信託法制定の今後

信託法案は、1992年2月に国民議会に提出はされたが、現在まで、いわば、店晒しの状況にあり、したがって、信託法が制定されるか否かについては、現在のところ、予測はつかない。ところで、前述したところから明らかなように、ビジネス界が望む信託法は、契約の自由に立脚した信託法であり、法案もそれに答えた内容を有する。しかし、フランスの議会は、契約の自由を奨励する傾向に乏しいと言われるので、もし、信託法が制定されたとしても、それがビジネス界にとって使い勝手のよいものになるか否かは、予断を許さないと云わざるをえない。

- (2) ハーグ信託条約については、池原季雄編・国際信託の実務と法理論 149 頁以下（沢木敬郎執筆）参照。
- (3) 池原編・前注（2）167頁（沢木執筆）。なお、ハーグ信託条約の訳文は、池原編・前注（2）187頁以下（道垣内正人仮訳）による。
- (4) Motulsky, H., De l'impossabilité juridique de constituer un "Trust" anglo-saxon sous l'empire de la loi française, Rev. Cri. Dr. Int. Pr. 1948, 466.
- (5) フランス企業の内には、信託が存在する国——特に、連合王国あるいはアメリカ合衆国——において事業を行う際に、信託を利用しているものがある（Glasson, J., International Trust Laws, A10-3 (written by Mascré, J.)）。
- (6) J. O., p. 3.
- (7) 英米法系にあっては、たとえば、生前は委託者自らが受益者となり、自分の死後は他の者を受益者とするという具合に、受益者の連続は、信託のポピュラーな利用方法である（四宮和夫・信託法〔新版〕128頁）。これに対して、フランスにおいては、本文で述べたように信託行為的補充指定（substitution fidéicommissaire）が極端に制限されている（896, 1048—1074条）ことから、信託において、受益者の連続が認められるか否かが問題となる。本文で述べたように、生前は委託者自らが受益者となり、自分の死後は他の者を受益者として、

その者に財産を移転する信託が認められることは明らかであろう。これに対して、たとえば、長男の妻Aを最初の受益者、A死亡時にはBを次の受益者、B死亡時にはCを受益者とする信託は、認められるのであろうか。このような形の信託も、条文上は、信託行為的補充指定 (substitution fidéicommissaire) には該当しないので、認められるのであろうか。疑問を提起しておきたい。

- (8) Larroumet, C., "La fiducie inspirée du trust." 1990 R.D.S., N19, p. 120.
- (9) フランス民法においては、債務不履行について、かなり厳格な責任を定める第1147条 (不履行が外在的事由——不可抗力・第三者の行為等——によらない限りは、債務者は責任を負うと定める)が一般的規定として存在しているが、他方、引き渡す物の保存における「良家父の注意 (soins d'un bon père de famille)」(善管注意義務)に関する1137条——日本民法第400条に対応する——が存在するために、両者の関係をどのように考えるかが問題となった。そして、それに対して、債務を「結果債務 (obligation de resultat)」と「手段債務 (obligation de moyen)」に分類し、前者は結果債務の規定、後者は手段債務の規定とすることで解決が図られた。なお、結果債務としては、物の引渡、金銭支払、運送等の債務が、手段債務としては、医師の診療債務や弁護士の訴訟追行債務等が、具体例として挙げられる (吉田邦彦「債権の各種——「帰責事由」論の再検討」民法講座別巻2所収27頁以下)。
- (10) Larroumet, supra note 8 at 120.
- (11) patrimoine とは、債務者の財産が、その債務の引当となることを説明するために用いられる概念であり、この資産統一性の原則は、フランス民法第2092条から引き出されている。patrimoine は、債権者の共通の担保 (gage commun) となる (2093条) ために、もし、信託財産が、受託者の財産中において特別財産を構成しないとすると、受託者個人に対する債権者は、信託財産を、その債権の引当とすることができることになる。
- なお、patrimoine の詳細については、たとえば、Atias, C., Droit Civil, Les biens 2me ed. (Litec), p.27 以下参照。
- (12) ローマ法における信託 (fiducia) においては、受託者に移転された財産——信託財産——は、完全に受託者の所有となるために、受託者は、信託財産に対しては、債権的拘束を受けるにとどまっていた。そこで、受託者個人に対する債権者であっても、当然、信託財産を差し押さえることができた。

## フランスにおける信託の動向

- (13) De Guillenchmidt Jacqueline, ‘La France sans la Fiducie?,’ Rev. de Jurisprudence Commerciale, Fev. 1991, p.58.
- (14) 信託の用途の概観については、大島俊之「フランスの信託法草案」信託 164号39頁以下参照。
- (15) Larroumet, supra note 8 at 121.
- (16) op. cit.
- (17) フランスにおける「担保のための信託」としては、1981年に制定されたダイイ法（1981年1月2日法律第1号）による担保のための債権譲渡がある、なお、ダイイ法については、山田「金融機関を当事者とする債権の譲渡および質入れ——フランスにおける最近の動向——」金融法研究資料編6号50頁以下、および、金融法研究7号58頁以下参照。また、所有権を担保にする方法としては他にも、リースや所有権留保が、すでに、存在している。
- (18) 企業の裁判上の更生および清算に関する1985年1月25日法律第98号によれば、フランスの倒産処理手続は、日本のそれとは異なり、原則として「裁判上の更生手続」に一本化された。そして、更生が不可能になった場合に、はじめて、「裁判上の清算手続」に移行することになった。佐藤鉄男・町村泰貴「1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳（1）」北法38巻3号576頁。
- (19) 最判昭和41年4月28日民集20巻4号900頁。
- (20) Cabrillac, M. & Mouly, C., Droit des Sûretés (Litec), p.411.
- (21) Larroumet, supra note 8 at 121.

### 3. FCP (Fonds Communs de Placement)(投資共同基金) について

#### (1) はじめに

ここで紹介する投資共同基金とは、日本における契約型投資信託に相当する集団的投資制度である。

FCP に関しては、その法規制は、投資共同基金に関する1957年12月28日のデクレ (Décret n57-1342 du 28 décembre 1957 relatif aux fonds communs de placement) に遡ることができる。しかし、同デクレの内容は、現実にはそぐわなかったために、FCP は、個人の投資手段としては、現実に行われることはなかったが、企業の従業員の利益参加の手段としては、主役の一つとなった。そ

して、FCP が個人の投資手段となったのは、1979年7月13日法 (Loi n79-594 du 13 juillet 1979 aux fonds communs de placement) の立法によってである。現在、FCPは、有価証券共同投資機関および債権共同基金の創設に関する1988年12月23日法 (Loi n88-1201 du décembre 1988 relative aux organismes de placement collectif en valeurs mobilières et portant création des fonds communs de créances)<sup>(22)</sup> によって規律されており、同法は、1985年12月20日のEC委員会指令第85—611号との調整を一つの目的として制定されたものである。なお、同法は、FCP に関する規定(第2章から第6章)とともに、従来からフランスに存する可変資本投資会社 (Société d'investissement a capital variable, SICAV) に関する規定(第1章および第6章) および債権の流動化のための手段である債権共同基金 (Fonds Communs des Créance, FCC) に関する規定を含んでいる。

## (2) FCP の特徴

投資共同基金については、その特徴として以下の点を挙げる事ができる。

まず、第一に、FCP は、法人格を有しておらず、共有の法形式が用いられている。すなわち、FCP にあっては、投資家に対しては持分権 (part) が発行され、投資された株式等の証券は投資家の共有となる。しかし、共有と言っても、民法典が定める共有の規定および匿名組合に関する規定の適用はなく、投資家たる持分権者には、基金の分割を請求する権利はない。さらに、持分権者は有限責任である旨が定められており、FCP の維持管理によって生じた債権の債権者は、FCP の資産だけをその債権の引当とすることができる。

第二に、投資家保護のために、FCP の発起人は二人必要である。すなわち、それが、資産の保管者である *dépositaire* (受託者) と資産の運用者である *gérant* (運用会社) である。ここで、*dépositaire* は、Ministre de Finances (大蔵大臣) が作成したリストの中から、*gérant* によって選ばれるが、実際には、銀行、保険会社、証券会社が、その任にあたる。その職務は、*dépositaire* という名称が示すよりも広範囲にわたり、FCP の資産の保管だけでなく、*gérant* の指図により、証券の売買を行う。また、*gérant* は、法律上は、*dé-*

## フランスにおける信託の動向

positaire とは別会社とはいうものの、ほとんど、そのグループ内の会社があたるために、両者の独立性は、はなはだ疑わしいと言わざるをえない。

なお、FCP の組成は、Commission des operations de bourse (証券取引委員会) の承認に係らしめられている (第24条)。また、投資家保護のために、Commission des operations de bourse および Banque de France (フランス銀行) に対して、FCP に対する監督権限が与えられている。

(22) 1988年12月23日法については、奥島孝康「債権の証券化—有価証券共同投資機関および債権共同基金の創設に関する一九八八年—二月二三日の法律第八八一—二〇一号、ならびに、一九八八年—二月二三日の法律第八八一—二〇一号第二六条および第三四條ないし第四二条の適用ならびに債権共同基金に関する一九八九年三月九日のデクレ八九—九八号」日仏法学17号 153 頁以下に紹介がある。

### 4. FCC (Fonds Communs de Créances)<sup>(23)</sup> (債権共同基金) について

最後に FCC について一言したい。FCC は、債権流動化 (titrisation) のための手段であって、前述した1988年12月23日法第7章によって規律されている。その目的は、金融機関に新しい資金調達のための手段を与え、同時に、貸付によるリスクの適切な管理を可能とすることにある<sup>(24)</sup>。FCC の目的は、このように、FCP とは全く異なるが、その際に用いられる仕組みは、FCP と同じである。

FCC に関して、興味深い点について、二、三言及したい。

① société chargée de la gestion du fonds (運用会社) は、FCC の運用のみを目的とする商事会社でなければならない (40条)。

② 民法第1690条が定める債権譲渡における対抗要件具備方法は、債権の流動化の妨げとなることから、FCC においては、債権譲渡は、ダイイ法と同様に、一覧表 (bordereau) の交付によって行われ、この一覧表の交付によって、当該債権譲渡は第三者に対抗できるものとなる<sup>(25)</sup> (34条7項)。なお、債務者に対

しては、譲渡は単なる書面によってのみ通知される（同条9項）。また、債権の取立は、原則として、譲渡人が行い、債務者が、債権の譲渡時に書面によって同意した場合に限って、他の機関が行うことができる（36条）。

③ FCC は、持分証券発行後は、債権を新たに取得することはできないため、手持ちの債権が消滅してしまうと、当該 FCC は運用会社の手によって清算しなければならない。換言すれば、新しい債権を購入するには、新たな FCC を組成しなければならない。

(23) FCC については、戸谷雅美「フランスにおける証券化の試み ～Fonds Communs de Créances (FCC) 関係の立法等」国際商事法務18巻12号1313頁、奥島・前注(22) 153頁、山田・前注(1) 105頁に紹介がある。なお、山田教授は、FCC に対して、「債権合同ファンド」という訳語を与えられている。

(24) 山田・前注(1) 105頁。

(25) これに対して、信託法案においては、FCC とは異なって、民法第1690条の定める債権譲渡の要式は緩和されていない。そのため、債権にあっては、「担保のための信託」の有用性は、若干、疑問視されているようである(2.(3)(ii)(c) 参照)。

(成城大学法学部助教授)

(参考)

## 国民議会に提出されたフランス信託法案（仮訳）

国民議会に1992年2月20日提出

### 第一章 総則

第1条 民法典第三編に、以下の内容を有する2062条から2070—11条を含む「信託」と題する「第16の2」章を挿入する。

#### 第16の2章

#### 信 託

第2062条 信託とは、それによって、委託者が自己の財産及び権利の全部又は一部を受託者に移転し、受託者は財産及び権利を自分個人の資産 (patrimoine) から分離して、契約の定めにしたがって一定の目的の範囲内において、一人または複数の受益者のために行為する契約である。

委託者は受益者となることができる。

信託が担保の目的のために締結されたときは、受託者は、契約で定められた条件にしたがって受益者となることができる。

信託は、関連する領域の公序に関する規定に反しない限り、以下に定める規定に従う。

第2063条 信託契約には、以下の条項が含まれていなければならない。含まれていない場合は、当該信託契約は無効とする。

- 1 契約は、信託の目的である財産及び権利を特定する。
- 2 契約は、受託者の任務並びにその管理権及び処分権の範囲を定める。
- 3 契約は、受益者を指定するか、又は、その指定に関する基準を定める。
- 4 契約は、財産及び権利を受益者に引き渡すための条件を定める。
- 5 契約は、信託の存続期間を定める。ただし、同期間は、契約の日から99年間をこえることはできない。

② 信託契約は書面でなされなければならない。契約が無償移転の目的で締結さ

れる場合は、公証人の面前で締結しなければならず、これに違反した場合は、契約は無効とする。

③ 信託は、明示でなければならない。

第2064条 信託契約が、委託者以外の一人又は複数の受益者に対して財産又は権利を移転する目的を有するときには、受益者の指定を変更することはできない。

第2065条 担保の目的のために締結された信託契約に別段の定めがない限り、債務者の不履行の場合に、受託者に移転される財産の価値は、鑑定人の陳述にしたがって決定される。ただし、担保目的物が、金銭、債権、有価証券又は組織された市場で値つけされた契約の場合は、この限りではない。

第2066条 企業の指揮、管理、監督を禁じられている者、及び個人破産の手續の対象となっている者並びに刑事上の有罪判決を受けた者及び不名誉、不誠実あるいは良俗に反した行為によって所属団体の処分を受けた者は、受託者又は受託会社の取締役になることはできない。

第2067条 受託者は、自分でその任務を執行しなければならない。しかし、受託者は、自己の監督と責任において、特定の行為の実行を他の者に委任することができる。

第2068条 第三者との関係においては、受託者は、契約の目的である財産に関して完全な権限を有するものとみなす。ただし、第三者が、受託者の権限の制限について悪意であることが証明されたときは、この限りではない。

第2069条 受託者は、移転された財産及び権利とそれに関係する債務が、自己固有の財産又は他の受託財産と混同しないように適切な方策をとらなければならない。

② 委託者の一般債権者を害する場合を除き、受託者に移転された財産は、その保全又は管理に関して生じた債権の債権者に限って差し押えることができる。ただし、委託者の債権者であって、信託契約の前に生じた担保権に基づく追及権を有する者は、その権利を害せられることはない。

第2070条 信託がその移転を公示すべき財産及び権利に関する場合には、受託者の氏名

## フランスにおける信託の動向

及び受託者である旨を表示しなければならない。

第2070—1条 受託者は、委託者の信頼を尊重して、自己の任務を遂行しなければならない。

② 受託者が、その義務を大きく怠ったか又は自己に委託された財産を危うくした場合には、委託者又は受益者は、裁判所に対して、仮管理人の選任又は受託者の交替を請求することができる。さらに、委託者又は受益者は、信託の終了も請求することができる。請求を認めた判決は、受託者に対して管理権の喪失を宣する。

③ 前項の規定は、2066条の規定に違反する場合にも適用する。

第2070—2条 受託者が死亡した場合には、信託の目的である財産及び権利は、受託者の遺産を構成しない。受託法人が解散した場合には、信託の目的である財産及び権利は包括的に分割又は移転される資産を構成しない。

第2070—3条 信託は、遺留分権を有する相続人の権利を害することはできない。委託者の死亡の時に、受託者に移転された財産及び権利の価値が自由分を越える場合には、第2070—5条、第2070—7条及び第2070—8条の特則に従って、生存者間の贈与に適用される規定を準用して、信託は滅殺される。

第2070—4条 受託者に移転された財産および権利は、第864条及び第865条の区別にしたがって委託者の遺産の遺留分又は自由分に算入される。

第2070—5条 滅殺請求は、財産及び権利が受益者に移転されている場合には受益者に対し、そうでない場合には受託者に対して行う。

② 信託契約が、産業、商事、手工業、農業又は自由な性格を有する企業を対象とする場合あるいはその目的が上記のうちいずれかである会社の株式の過半数を対象とする場合は、滅殺は、常に、価額で行うことができる。

第2070—6条 信託契約が、受益者に対する財産又は権利の無償移転を定める場合には、第893条、第896条及び第1130条の規定にもかかわらず、移転の効果を委託者の死亡に係らしめることができる。

第2070—7条 本法典第922条の適用に当たっては、財産が、未だ、受益者に移転されていない場合には、債務を控除した後の、委託者死亡時における財産の価値及び状態を基準にする。受益者に移転された財産については、移転時におけるその状態及び委託者死亡時におけるその価値を基準にする。財産が受益者によって処分されている場合には、処分時におけるその価値及び代位物がある場合には、委託者の死亡時における被代位物の価値を基準にする。

第2070—8条 本法典第923条の適用に当たっては、受益者に移転された財産については、財産の指定をもはや変更することができない日を、受益者に未だ移転されていない財産については、委託者の死亡日を基準にする。

第2070—9条 受託者は、第900—1条から第900—8条の条件にしたがって信託契約の解除又は変更を請求することができる。

第2070—10条 信託は、定められた期限の到来又はこの期限の到来前であってもその目的の達成によって終了する。

② 契約に別異の定めがない場合は、以下の出来事の一つが起こった場合には、信託は、判決によっても、また、終了する。

- 1 受益者全部の放棄
- 2 受託者の死亡
- 3 受託者の裁判上の清算
- 4 受託者が法人の場合において、受託者が解散したとき。ただし、契約によって清算の終了するまで信託を存続させることはできる。
- 5 受託者が法人の場合において、裁判上の更生及び清算の一環として宣せられた吸収又は譲渡の結果、受託者が消滅した場合

③ 前項の場合、裁判官は、委託者又は受益者の請求により、契約を継続せしめるために必要な措置をとることができる。

第2070—11条 信託が終了した場合において、受益者が存在しないときは、残存する財産及び権利は、委託者またはその承継人に返還される。

## 第二章 計算規定（省略）

## フランスにおける信託の動向

### 第三章 租税規定（省略）

### 第四章 雑則

第58条 I 民法第220—1条第2項を、以下の通り改める：

彼（大審裁判所長）は、特に、その配偶者に対して、他方の同意を得ずに、固有財産……についての信託としてであれ、なんであれ、処分行為を禁ずることができる（他は従前通り）。

II 民法第389—5条第3項を、以下の通り改める：

両親は、一致しても、……の不動産……を任意に売却することも、受託者名義に移転することも、組合に出資することもできない（他は従前通り）。

III 民法第457条第2項を、以下の通り改める：

この許可なしには、彼（後見人）は、特に、被後見人のために借入をなすことも、受託者に譲渡することも、不動産……に物権を設定することもできない（他は従前通り）。

IV 民法第1422条を、以下の通り改める：

第1422条 配偶者は、他方の同意なしに、共通財産を、信託としてであれ、なんであれ、生存者間で、無償で処分することはできない。

V 民法第1424条を、以下の通り改める：

第1424条 配偶者は、他方の同意なしに、不動産……を、受託者に対してであれ、譲渡し、それに物権を設定することはできない（他は従前通り）。

VI 民法第1432条に、以下を補う：

受託者に対しても移転できない

VII 民法第1540条第1項に、以下を補う：

受託者に対しても移転できない

第59条 刑法典第408条の後に、以下で定める第408—1条を挿入する。

第408—1条 悪意で、信託契約によって自己に移転された財産を、受益者の利益又は契約で定められた目的に反して使用したり、或いは、個人の目的又は自分が利害関係を有する法人を益するために用いた受託者は、5年以下の禁固及び2000から2500000フランまでの罰金あるいはそのいずれかに処せられる。

第60条 商事会社に関する1966年7月24日の法律第66—537号の第356—1—3条第2項を、以下の規定と置き換える。

「その合意は存在するものとみなす：

- 会社，取締役会会長と総支配人，執行委員会のメンバー又は管理者の間で
- 会社と第355—1条の意味においてそれが支配している会社の間で
- 同一人によって支配される会社の間で
- 受益者が委託者であって，買収の目的たる会社の株式，議決権が受託者に移転された場合には，信託契約の受託者と受益者の間で

第61条 企業の裁判上の更生及び清算に関する1985年1月25日の法律第85—98号の第107条第1号を以下の通りに変更する：

1号 動産又は不動産の所有権のあらゆる無償譲渡および恵与のために締結された信託契約

同条第6号を以下の通りに変更する：

6号 あらゆる約定抵当権，裁判上の抵当権，及び配偶者の法定の抵当権，ならびにあらゆる質権で，以前に契約された債務のために債務者の財産の上に設定されたもの，以前に契約された債務のために担保の目的で債務者によって締結されたすべての信託契約

第62条 下ライン県，上ライン県及びモーゼル県にフランス法を施行するための1924年6月1日の法律第38条に，以下の内容の1号を挿入する。

1号 信託の設定，変更または消滅

第63条 不動産の公示の改正に関する1955年1月4日のデクレ第55—22号の第28条に，以下の内容のc)を挿入する。

「c) 信託の設定，変更または消滅

第64条 本法は，第3章及び第63条を除いて，海外領土及びマヨット共同地域にも適用する。

付記：仮訳作成に際しては，大島俊之教授の「フランスの信託法草案」信託164号30頁以下を参考にした。紙面を借りて，お礼を申し上げたい。